

国連安全保障理事会と国際的軍事貢献

澤 喜司郎

はじめに

2002年9月にアナン国連事務総長は、国連改革に関する事務総長報告書「国連の強化：更なる変革のためのアジェンダ」を発表し、国連の機能強化のための改革案を提示した。この報告書は、主として内部の管理、事務局の機能、総会の作業計画の改善等に焦点をあてたもので、同年12月に国連総会は報告書が示す大きな方向性を支持する内容の決議を採択したのであった。そして、米国の対イラク攻撃など最近の問題に対して国連が力不足であるとのアナン国連事務総長の危機感を背景に、安全保障理事会(以下、安保理と略す)などを含む国連改革や世界規模の安全対策のあり方について話し合うためのハイレベル委員会が創設され、同委員会は将来平和への脅威となる可能性のあるものに対して厳格な分析を加え、明確で実際的な対策をまとめて事務総長に報告し、事務総長はこれをもとに国連総会に国連改革について勧告する予定になっているのである。

また、日本政府は安保理改革について「安保理が国際社会の諸課題により有効に対処するためには…安保理の正統性と実効性を向上させることを通じて、安保理の機能を高めることが必要です。最近の国際テロやイラク問題といった国際問題への対応にも示されているように、今日、安保理は国際の平和と安全の分野においてますます重要な役割を果たしています。また、安保理に対する国際社会からの期待も高まっています。安保理改革の早期実現は、国際社会全体にとって重要な課題であるといえるでしょう。日本は、このような認識の下で、改革の実現に向けて積極的に取り組んでいます。日本としては、安保理改革が実現する暁には、平和の定着や国造り、軍縮や不拡散、

開発といった様々な分野での能力と経験をいかし、常任理事国として一層の責任を果たしたいと考えています」(外務省「安全保障理事会改革～なぜ改革が求められているのか～」, 外務省編『外交青書』平成15年版, 129頁)としている。

このように、日本政府は安保理常任理事国入りを表明してきたが、2004年7月21日にアーミテージ米 국무副長官は日本の憲法第九条について「日米同盟関係の妨げ」と発言し、日本の安保理常任理事国入りについても「国際的利益のために軍事力を展開しないと難しい」と述べ、憲法改正など積極的な国際的軍事貢献に向けた態勢づくりが必要との考えを示したのであった。

そこで、本稿ではアーミテージ米 국무副長官の発言の真意と顛末、安保理常任理事国入りを目指す日本における憲法第九条問題について若干の検討を試みたい。

I 安保理常任理事国と憲法第九条

(1) 米国の思惑と憲法第九条

2004年6月28日に川口順子外相の諮問機関「国連改革に関する有識者懇談会」(座長・横田洋三国連大学学長特別顧問)は、日本の安保理常任理事国入りに向け、①首相または外相を長とする国連強化対策本部の設置、②国連強化担当大使の創設を柱とする提言(最終報告書)を外相に提出した。同提言は、国連で日本が積極的な役割を果たすことが「アジア太平洋地域の平和と安全の確保に寄与する」と指摘し、国連改革の中でも安保理改革を「日本外交の最優先課題」と位置づけるべきだと強調するとともに、「非核保有国を常任理事国に加えて国連の正統性を高める必要がある」との表現で日本の常任理事国入りの必要性を指摘し、また新しい常任理事国の選出は「国連総会による選挙で民主的に行われることが望ましい」とした上で、国連平和維持活動(PKO)や政府開発援助(ODA)などを通じ関係国の理解を求めるよう促すとともに、首相らによる活発な国連外交を求めていたのである。

そのため、外務省は川口外相をトップとする「国連強化対策本部」を設置し、8月2日に外務省で開かれた「国連強化対策本部」の初会合で川口外相は安保理常任理事国入りの実現に向け、会合での議論のテーマとして①日本が常任理事国入りした場合、国際社会の安全と平和にどう貢献していくのか、②国民の理解と支持をどのように得ていくか等をあげるとともに、「多くの国が日本は常任理事国にふさわしいと思っている。今の機会を逃してはいけない」と強調し、政府は同本部での議論を踏まえ常任理事国入りを目指して関係国や国内世論への働きかけを本格化させたいとしていたのである¹⁾。

そして、外務省によって「国連強化対策本部」の設置が検討されている最中の7月21日に、訪米中の中川秀直・自民党国対委員長と会談したアーミテージ米國務副長官は「個人的見解」と前置きしながらも戦争放棄を謳っている日本の憲法第九条について「憲法の問題は日本人自身が決めることだが、九条は日米同盟の妨げの一つになっている。われわれは日本の常任理事国入りを強く支持してきたが、常任理事国は国際的利益のために軍事力を展開しなければならない役割も大きい。それができないならば、常任理事国入りは難しい」との見解を示し、また日本の集団的自衛権行使の問題については「サンフランシスコ平和条約に署名し、集団的自衛権を含む憲章を持つ国連に加盟していることを考えれば、日本国民はすでに集団的自衛権を承認していると思う」との認識を示したのであった。

アーミテージ副長官はこれまでも「集団的自衛権の行使を求めるなど…憲法改正に言及してきたが、常任理事国入りに直接絡めた発言は異例。与党国対委員長に対する発言は、イラクへの自衛隊派遣のような復興支援活動に限定するのではなく、治安維持活動も念頭に置いた憲法改正など法整備をこれ

1) というのは来年が国連創設60周年、その翌年が日本が国連に加盟して50周年を迎えることから、外務省内では「今度こそ常任理事国入りへの道筋をつけたい」との声が高まり、また日本は来年1月から2年間、安保理の非常任理事国を務める予定であることから、この間に何とか国連改革にメドをつけたいとの考えが強いからで、外務省は9月の国連総会までに「国連強化対策大使」を任命して関係各国などに働きかけを強めていくとしていた。

まで以上に促す狙いがあるとみられ) (「共同通信」2004年7月22日10時14分更新), また同副長官の発言には「日本の与野党間で改憲論議が高まり, この問題がもはやタブーではなくなった状況を受けて, 米側の率直な見解, 期待感を日本側に明確に伝えようという意図があったようだ」(「産経新聞」2004年7月22日15時43分更新)とされていたのである²⁾。ところが, 7月22日にバウチャー米務省報道官は「憲法改正は日本人の責任で行うべき問題」で, 「憲法第九条が日米同盟関係の妨げ」とのアーミテージ副長官の発言は「米国は同盟国として日本の判断を尊重するということを強調したものだ」として同副長官の発言を事実上修正するとともに, 日本の安保理常任理事国入りについても「副長官は憲法九条と常任理事国の問題を絡めた発言はしていない」と語り, 日本の常任理事国入りを支持する「われわれの立場は変わっていない」との見解を表明した。さらに「国際的な平和維持活動への支援, テロとの戦いでの努力など, 日本が取ってきたステップを常に歓迎してきたし, 今後も日本の決定を歓迎する」と述べ, バウチャー報道官も「日本の軍事的な国際貢献の増大に期待感を示した」(「共同通信」2004年7月23日13時44分更新)のであった³⁾。

他方, パウエル米務長官は8月12日に, 米国がこれまでも日本の常任理

2) アーミテージ米務副長官の発言に関連し, 水島朝穂氏は「この国の対外政策決定の過程では, 米政府高官からの《外圧》的な発言がなされて, その方向で決まることがあります(テロ特措法審議中の“show the flag”発言もその例)。《日本の官僚たちの求めに応じた演出》という面も指摘されており, 今回もまた, アーミテージ氏の《威》を借りた《外圧に見せかけた内圧》という面は否定できません」(水島朝穂「現実と遊離してしまった憲法は, 現実にあわせて改めた方がいいのではないか」, 憲法再生フォーラム編『改憲は必要か』岩波新書, 2004年, 153-4頁)としている。

3) 7月29日に訪米中の岡田克也・民主党代表と会談したアーミテージ米務副長官は, 憲法改正問題をめぐり「九条がユニークな特徴を持っていることは理解している。それは日米関係の阻害要因とならない」と述べ, 先の「九条は日米同盟の妨げ」との発言を修正するとともに「憲法をどのように改正するか, 改正しないかはすべて日本自身が決定することだ。日本の安保理常任理事国入りも支持する。二つの問題はまったくリンクしない」と語り, これは「日本国内の強い反発に配慮し」(「共同通信」2004年7月30日11時26分更新), 「日本側で大きな波紋を呼んだため沈静化を図ったもの」(「産経新聞」2004年7月30日15時47分更新)とされていた。

事国入りを支持してきたことに言及し、「九条には日本国民が強い感情を抱いており、われわれも日本にとってそれが重要であることはよく知っている」と日本の状況に理解を示した上で、「日本が世界の舞台上で完全な役割を演じ、安保理の完全な参加者としてその義務を担うとすれば、九条は検討されなければならないだろう」との認識を示した。このパウエル長官の発言は、アーミテージ副長官の「われわれは日本の常任理事国入りを強く支持してきたが、常任理事国は国際的利益のために軍事力を展開しなければならない役割も大きい。それができないならば、常任理事国入りは難しい」との見解に続き、「九条見直しに対する踏み込んだ内容で、イラクへの自衛隊派遣を評価するブッシュ政権内で憲法改正への期待感が強まっていることを示している」（「共同通信」2004年8月13日10時42分更新）と言われていたのである。

（2）日本の思惑と憲法第九条

小泉純一郎首相は、9月21日の第59回国連総会で「新しい時代に向けた新しい国連(国連新時代)」と題する一般討論演説を行い、「平和と安全並びに経済的、社会的問題はますます連関を深めています。国連は調整され、かつ包括的に対応すべきであります。国連の諸機関は、効果的かつ効率的でなくてはなりません。国連システム全体にわたる変革が必要です。こうした変革の中で、核となるのは安保理改革です。近年、安保理の役割はその対象範囲と性質において劇的とも言える拡大を遂げています。安保理は、このように拡大した役割を国際社会の最大限の協力と参加を得て果たしていくべきであります。そのためには、今日の世界をよりよく反映するように安保理の代表性を向上させなければなりません。加えて、安保理は課題に効果的に対処するため十分な能力を有すべきであります。国際の平和と安全において主要な役割を果たす意思と能力を有する国々は、常に安保理の意思決定過程に参加しなければなりません。そのためには、途上国・先進国の双方を新たなメンバーに含め、常任・非常任の双方において安保理を拡大する必要があります」とした後、「国連の普遍的な目標すなわち我々の共通の目標は、国際の平和

と安全の維持です。その目標に向けて、加盟国は各々の能力に見合った役割を果たすべきです。平和は武力のみを通じて達成することはできないというのが我々の信念です」とし、「わが国の役割は、正に安保理の権限である国際の平和と安全の維持において一層不可欠なものとなってきています。わが国の果たしてきた役割は、安保理常任理事国となるに相応しい確固たる基盤となるものである」と述べ、日本として安保理常任理事国入りを目指す考えと強い決意を表明したのであった⁴⁾。

この小泉首相の演説について、「産経新聞」(2004年9月22日15時49分更新)は「小泉純一郎首相が21日の国連演説で、極めて強い調子で安保理常任理事国入りへの意欲を表明した背景には、自衛隊のイラク派遣や世界各国での復興支援など日本の国際貢献の積み重ねによる《自信》がある。…だが、各国の利害が複雑に絡む安保理改革の実現は一筋縄ではいきそうにない。首相が演説で強く打ち出したのは、海外での武力行使を否定する現憲法の枠内での常任理事国入り。首相は20日の記者団との懇談でも『武力行使をしなくても国際社会で十分役割を發揮できる。時代は変わった。憲法改正をしなくても常任理事国として十分やっていける』と、胸を張った。…ただ、安保理が究極的には加盟国に軍事力の発動を求めるものであるのに、憲法を理由に、日本だけがその義務を負わない姿勢は、各国から奇異の目で見られるのは必至

4) 小泉首相は8月24日に、9月の国連総会の一般演説で安保理常任理事国入りを目指す意欲を表明するかどうかについて「今の常任理事国と違った常任理事国があってもいい。『それが日本だ』という形で日本の考え方を述べることができれば、と検討している」とし、また一昨年の国連演説では常任理事国入りへの言及を避けるなど、これまで常任理事国入りに慎重だった理由について「今の常任理事国は全部核兵器を保有しており、海外での戦闘行為も辞さない。日本は今の常任理事国と同じようなことをするんだということで常任理事国になる表明はすべきではないというのが私の立場だ」「今の常任理事国にできないことで日本にできることもある」として常任理事国入りを目指す考えを強調した。また9月13日に、小泉首相は国連演説で「安保理常任理事国入りを目指すという表明をする」とし、常任理事国になった場合の日本の活動については「これは憲法の枠内だ」「日本は戦後60年が経過し状況が一変した。今や世界の経済大国として国際社会にも大きな期待をされている。日本の役割も60年前に比べ大きく変わった。時代に合った日本にふさわしい役割がある」として米国や英国など現在の常任理事国とは異なる役割を模索する考えを示した。

だ]としていた。

他方、かつて小泉首相が「常任理事国入りすれば武力不行使を貫くことは難しい。しかし、これが認められない限り、入る必要はない。日本は憲法九条を死守すべきであり、これに反するような軍事貢献はすべてではない。あくまでも『一国平和主義』でよい。逆に憲法九条の精神を世界に広めるべきである。日本という国の特殊性を世界に理解させた上で、それでもよいというなら堂々と入ればよい。常任理事国といっても非軍事的貢献に徹するべきである」(『朝日新聞』1994年11月18日付)としたことに対して、吉田靖彦氏は「常任理事国になるのは大国志向で望ましくないという主張が日本国内にはある。さらに常任理事国になると憲法が禁じる軍事的義務を負うことになるとする反対論もある。いずれも一種の被害妄想で、憲章の不完全な理解に由来する」とし、さらに武力不行使を貫いても「常任理事国になって差し支えない。憲章は常任理事国に武力行使を義務づけてはいない」「小泉氏の常任理事国の理解は正しくない」(吉田靖彦『国連改革』集英社新書、2003年、88、89頁)という。

果たして、アーミテージ米国務副長官が「常任理事国は国際的利益のために軍事力を展開しなければならない役割も大きい。それができないならば、常任理事国入りは難しい」といい、またパウエル米国務長官が「日本が世界の舞台上で完全な役割を演じ、安保理の完全な参加者としてその義務を担うとすれば、九条は検討されなければならない」というように、安保理常任理事国は「国際的利益のために軍事力を展開しなければならない」のか、それとも憲章は安保理常任理事国に「武力行使を義務づけていない」のか。まず、この問題を以下において検討することとする。

II 安保理常任理事国と国際的軍事貢献

(1) 安保理常任理事国の責務

アーミテージ米国務副長官が「常任理事国は国際的利益のために軍事力を

展開しなければならない役割も大きい。それができないならば、常任理事国入りは難しい」との見解を示し、パウエル米 국무長官も「日本が世界の舞台で完全な役割を演じ、安保理の完全な参加者としてその義務を担うとすれば、九条は検討されなければならないだろう」との認識を示したように、「国際秩序のため、いざというときに武力を行使するというのは、常識的な話。常任理事国になりたいというのなら、その現実をより直視すべきだ」(日米関係筋)とも言われていたのである(「産経新聞」2004年8月3日3時50分更新)⁵⁾。

そこで、安保理常任理事国の責務についてみると、国際連合憲章は「国際連合の迅速且つ有効な行動を確保するために、国際連合加盟国は、国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を安全保障理事会に負わせるものとし、且つ、安全保障理事会がこの責任に基く義務を果すに当って加盟国に代わって行動することに同意する」(第二四条第一項)、「安全保障理事会は、第四一条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる」(第四二条)と規定し、これは浅井基文氏が「安保理の軍事行動は、自らがとる場合と加盟国による場合とがあります」(浅井基文『集団的自衛権と日本国憲法』集英社、2004年、131頁)というところの前者を指し、アーミテージ米 국무副長官が示した見解のように安保理常任理事国には「国際的利益のために軍事力を展開しなければならない役割」があるのである。

このことは「集団安全保障とは、国際平和を脅かす国に対して国連加盟国

5) 『琉球新報』(2004年8月16日付)は「米 국무省幹部二人の見解は、九条が存在するままでは、その責務は果たせない」と断言する。要するに彼らは、常任理事国の責務を、《国際的軍事貢献》に限定し、日本に求めている」が、「アフガン、イラクと続いた問題で、指摘されたのは《国連の限界》ということだ。従来 of 国連のあり方では、もはや国際紛争は対応できないところまで来ている。その《従来》の最たるものが、武力を背景にして大国の意思を貫き通そうとする《国連の形》だ。とりわけブッシュ政権後の米国の《横暴》に、世界の批判が集まっている。その米国の意思を忠実に反映させる国の常任理事国入りを、国際社会は歓迎するはずがない。《大義なき戦争》を始め、その《戦後》処理に悩む今、世界各地の紛争地を米国と一心同体で歩む国を、どうして各国が必要とするのだろうか」としていた。

が一丸となって対抗する方式」(最上敏樹「国連は無力なのだから、国連中心の平和主義には意味がないのではないか」、憲法再生フォーラム編『改憲は必要か』岩波新書、2004年、29頁)をいい、かかる集団安全保障は「理念的にいえば、主権国家からなる国際社会において、ある国が他の国を軍事的に侵略した場合、他のすべての国が侵略国に対して(軍事的)制裁を加え、そのことによって侵略行為をやめさせ、侵略された国の主権を回復し、現状に復帰する仕組み、といえよう。さらに、もしこのような仕組みが現実において有効に作動することが明らかにされれば、たとえ侵略を考えている国があるとしても、その国は、もし侵略行動をおこした場合、他のすべての国を相手にしなければならないことから、侵略行動をとることはない。すなわち、集団安全保障は侵略を抑止することにもなるのである。…さらに、集団安全保障は、圧倒的な力を形成することによって侵略を打ち破り、またそれをあらかじめ抑止しようとするものである」(山本吉宣「集団安全保障」、国際法学会編『国際法辞典』三省堂、2001年(以下『辞典』と略す)、403頁)ことから自明である。ただし、安保理常任理事国の責務は国際的軍事貢献だけではないにしても、それが重要な責務の一つであることには違いはないのである⁶⁾。

ところが、小泉首相は安保理常任理事国であっても「武力行使をしなくても国際社会で十分役割を発揮できる。憲法改正をしなくても常任理事国として十分やっていける」というが、「常任理事国は紛争や衝突が起きれば、軍

6) 安保理常任理事国の特権には「不文律の慣行を含めて以下のようなものがある。(1)憲章改正案の批准を拒否すれば改正は無効になる。(2)加盟申請を拒否できる(ソ連の拒否権行使で4年間、日本の加盟が実現しなかった)。(3)事務総長の任免権がある(安保理の勧告で総会が任命するが、勧告段階で拒否できる)。(4)国際司法裁判所の判事の任免権を有している。(5)自国語を国連用語として認めさせることができる(スペイン語とアラビア語以外の英語、フランス語、ロシア語、中国語はいずれも常任理事国の国語)。(6)経済社会理事会・信託統治理事会の理事国に自動的になれる。(7)総会のすべての下部機関・委員会に自動的に名を連ねることができる。(8)総会副議長21名のうち、5名は無投票で常任理事国に割り振られる。(9)国連本体・付属機関のすべての重要ポストに事務次長を最低1名確保できる。(10)安保理議場近くに独自の執務室が与えられ、そこで随時、非公式協議を開催できる」(吉田靖彦『国連改革』集英社新書、2003年、87、88頁)。

事出動の可能性に直面する」ため「蜜月関係にある米国ですら、現憲法下での日本の常任理事国入りに疑問符を突き付けている」のであり、「小泉外交は一体、何を狙っているのか。現状で何より必要なのは、常任理事国入りをしたい日本が一体、安保理で何をするのか、首相自ら肉声で理事国入りの真意を国民に説明することである」(『東奥日報』2004年9月1日付)。つまり、上述の「国連強化対策本部」の初会合で川口外相は安保理常任理事国入りの実現に向け、会合での議論のテーマとして①日本が常任理事国入りした場合、国際社会の安全と平和にどう貢献していくのか、②国民の理解と支持をどのように得ていくか等をあげていたが、小泉首相が9月21日に第59回国連総会で一般討論演説を行い、日本として安保理常任理事国入りを目指す考えと強い決意を初めて正式に表明したため、その表明の根拠となる同本部での議論の成果の公表が求められるのである。

(2) 憲法第九条と自衛権

自民党憲法調査会(保岡興治会長)は8月31日に党本部で憲法第九条と防衛政策について議論し、そこでは「第九条改正は安保理事常任理事国入りや国連改革と一体のものとして議論するべきだ」との認識が大勢を占め、同調査会特別顧問の山崎拓前副総裁は「国連安保理で発言できるのと、そうでないのとでは九条の中での国連(との関係の在り方)の書きぶりが違ってくる。常任理事国入りは非常に大事な憲法改正の前提条件だ」と述べ、また一部では日本が安保理常任理事国入りをするのであれば憲法を改正して集团的自衛権の行使を認め、自衛隊を軍隊に改編して国際の平和及び安全の維持に関する義務を果たさねばならないため、安保理常任理事国入りと憲法改正は表裏一体の関係にあるといわれているのである。しかし、日本が武力行使を伴う国際貢献の責務を負う安保理常任理事国入りを果たすには憲法改正が必要なのかどうかについて検討する必要があるため、まず憲法第九条と自衛権に関する現在の基本的な政府見解(解釈)等について整理しつつ問題点を抽出することとする⁷⁾。

憲法第九条第一項は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」としているが、問題は憲法第九条がいう「国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使」とは何を意味しているのかである。周知のように「第一次大戦後の国際連盟規約、不戦条約、国連憲章と続く戦争の制限、さらに違法化の流れの中で、一般に戦争または国際関係における武力行使、さらに武力による威嚇さえも違法な侵略ないし国際犯罪として禁止」(藤田久一「戦争」『辞典』, 490頁)されたことによって、「《武力行使禁止原則》が一般的なかたちで成立し…戦争の違法化が理念上完全なかたちで実現され」(柳原正治「イラク問題と国際法」, 『法学教室』 No.281, 2004年2月, 7頁), 「日本国憲法は、《戦争と平和》という事柄に関しては、一切の戦争、武力行使・威嚇を否定し、そのための手段(戦力)を保持せず、交戦権も否認するという徹底した平和主義を採用」(水島朝穂「現実と遊離してしまった憲法は、現実にあわせて改めた方がいいのではないか」, 憲法再生フォーラム編, 前掲書, 154頁)したと言われ

7) 最上敏樹氏は、近年の改憲論争について「1991年の湾岸戦争を機にある種の《正戦》思考が復活し、そののちのイラクのような国に対する武力行使への法的規制が弛緩してきました。…それはあたかも、ある国が他国に武力侵攻をし制裁を加えられた場合、その国には引き続き安保理からの授權なしに武力が行使されてよい、と言うようなやり方でした。…湾岸戦争を別とすれば、それらの出来事は、厳密には国連の集団安全保障の中でではなく、外で起こされています。事態は次第に単独行動主義の許容に向けて動いていきました。言い換えれば、集団安全保障に見切りをつけ、その枠外で《正戦》を戦うことを認めることにより、実は武力行使禁止原則そのものに見切りをつける、という傾向が進んでいたと言えるのです。これは実にやっかいな傾向です。国連(の集団安全保障)が無効だから単独で正戦を戦おうというよりも、むしろ、国連の集団安全保障と国連憲章の武力行使禁止規範とを無効にするような行為だと見ることもできるからです。そのような《ルールの弛緩》が世界を覆っている時期に、日本でも、渡りに船とばかりに憲法九条に見切りをつけようとする動きが現れました。最初は国際的な(多国間主義的な)正戦が戦われる時代にこの不戦条項は足手まといだという理由を掲げて、その後次第に、多国間の集団安全保障が当てにならないから有志連合が単独行動主義で正戦を戦う時にこの不戦条項は妨げになるという理由を掲げて一。わずか数年の間に、全く論理の異なる二つの議論が、あたかも同じ議論をしているかのように登場してきたのです」(最上敏樹, 前掲論文, 35-6頁)としている。

ている。

また、水島朝穂氏は「国家は個人と異なり、《生まれながら》にして自衛権を持つわけではありません。自衛権は、その国の憲法によって明示的に根拠を与えられて存在し、かつ行使しうるもの」(同上、152頁)としているが⁸⁾、「国家は市民の従僕であって主人ではない」(ジョン・F・ケネディ)ばかりか、自衛権をもつ市民(個人)の総体としての国家(あるいは政府)は当然に国家としての自衛権をもち、かかる自衛権を否定することは市民(個人)の権利を否定するものである。さらに、五百旗頭真氏がいうように「日本は、第九条のもとで侵略戦争をしない、自衛については、いいといけないというのに分かっているおそらく世界でただ一つの国民である。世界じゅうどこにあっても、外国から攻撃を受けた場合、それに対抗するというのは、政府の国民に対する最高の責務である。国民の安全を守る、それがいわば究極の政府の任務」(衆議院憲法調査会、2000年4月27日、今井一『「憲法九条」国民投票』集英社新書、2003年、207頁)であるばかりか、憲法前文が「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないやうにすることを決意し」としていることから、憲法第九条がいう「国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使」とは吉田晴彦氏が「日本国憲法が禁じているのは侵略戦争であり」(吉田靖彦、前掲書、57頁)、水島朝穂氏が「憲法九条の禁止規範は《攻めない国》の制度的保障である」(今井一、前掲書、189頁)とするように、侵略戦争や武力による侵略行為を指すのであって、それ以外の何ものでもないのである⁹⁾。

8) 樋口陽一氏は、「この世に水と空気があるごとく論証を必要としないものとして国家には自衛権があるという前提から出発している。国家の自衛権を、個人の正当防衛というまったく別の問題と同じにしているのです。急迫不正な侵害を受けたとき、たとえば、路上で暴漢に襲われたときなどに比例的な範囲で相手を撃退する、そのために仮に相手が死んだとしてもそれは違法ではないとされる。これが正当防衛の権利です。こうした権利が個人にあるのだから、国家にも自衛権はあるはずだという論法なのですが、しかし、そこには個人という、それ以上は分解できない、憲法論にとっての思考単位と、国家という、人間が約束事をつくった人工的な集合体とを同一視している点で、すでに最初の出発点にトリックがあります」(今井一『「憲法九条」国民投票』集英社新書、2003年、163-4頁)としている。

なお、政府見解は「わが国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。政府は、このようにわが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏付ける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められていると解している」としている。この解釈は正しいが、自衛権があることは直ちに「自衛のための必要最小限度の実力を保持する」ことを許容するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力を保持するかどうかは国民が決めることである。ただし、自衛のための必要最小限度の実力を保持するということは自衛権の行使が必要とされる場合には行使することが前提であることを理解しなければならない。そして、政府は「このような考えに立ち、わが国は、日本国憲法の下、専守防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきている」(防衛庁編『日本の防衛—防衛白書』平成15年版、87頁)としているのである¹⁰⁾。

- 9) 浅井基文氏は「自衛権の行使としての武力行使を合憲、とする政府の主張は、第九条を正しく理解したものとはいえません。日本の中国侵略は、自衛権の名のもとにおこなわれました。第九条は、そういう過去への反省に立って、自衛権の行使を含めた、いっさいの武力の行使を禁止した」(浅井基文、前掲書、175頁)として、わが国には個別的自衛権すらないとしている。
- 10) 憲法第九条の下で認められる自衛権の発動としての武力の行使については「政府は、従来から、①わが国に対する急迫不正の侵害があること②この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことという三要件に該当する場合に限られると解している。わが国が自衛権の行使としてわが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使できる地理的範囲は、必ずしもわが国の領土、領海、領空に限られないが、それが具体的にどこまで及ぶかは、個々の状況に応じて異なるので、一概には言えない。しかし、武力行使を目的として武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないと考えている」とし、また憲法第九条第二項は「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定しているが、「ここでいう交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷と破壊、相手国の領土の占領などの権能を含むものである。一方、自衛権の行使に当たっては、わが国を防衛するための必要最小限度の実力を行使することは当然のこととして認められており、例えば、わが国が自衛権の行使として相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合、外見上は同じ殺傷と破壊であっても、それは交戦権の行使とは別の概念のものである

Ⅲ 憲法と国際的軍事貢献

(1) 憲法第九条と武力行使を伴う国際貢献

安保理決議に基づく武力行使を伴う国際貢献を国連加盟国の一員としてわが国が行うことが憲法に抵触するのかどうかについて、最上敏樹氏は「憲法の規定を徹底的に遵守するなら国連の安全保障活動のすべてに無条件で参加できるわけではない」「国連加盟国なのに、国連の活動のあるものには参加し、あるものには参加しないという選択的なことができるのかと疑問に思うかもしれませんが、国際法上は全く問題ない」(最上敏樹, 前掲論文, 39頁)とし、水島朝穂氏も「憲法九条のもとでは、《国連決議》があっても、それに基づく《正当な武力行使》であっても参加しないこととなります」(水島朝穂, 前掲論文, 177頁)としている¹¹⁾。

しかし、国際連合憲章は「この機構及びその加盟国は、第一条に掲げる目的を達成するに当っては、次の原則に従って行動しなければならない」とし

る。ただし、相手国の領土の占領などは、自衛のための必要最小限度を超えるものと考えられるので、認められない」(防衛庁編編『日本の防衛—防衛白書』平成15年版, 87, 88頁)としている。しかし、この交戦権についての解釈はいかにも不自然であり、「わが国が独立国である以上、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない」のであれば、「交戦(戦いを交えること)」は「攻戦(攻め戦うこと)」と「防戦(他からの攻撃を防いで戦うこと)」を形式的構成要件としているために、憲法第九条第二項がいう「交戦」とは「攻戦」を意味するものと解さなければならない。

- 11) 最上敏樹氏は「実際にはいまなお設置されていませんが、仮に《国連軍》が設置され、それが侵略国に対して侵略排除ないし制裁のための武力行使(強制行動)を行うような場合、日本がそれに軍隊を参加させて実践に加わらせることができるかどうか、法的にはかなりむずかしいと言うべきでしょう。《国連軍》の一部隊として国連の指揮下で戦争することは《国権の発動として》戦争するのとは異なるから法的には可能だ、とする解釈もありますが、日本が国連に加盟するときにはそれもできないと示唆していた」(最上敏樹, 前掲論文, 39-40頁)としている。しかし「1951年のサンフランシスコ講話条約前文には、《日本国は国連加盟を申請する意思を宣言する》と明記されているが、加盟国として憲章の義務を遂行できるかどうかは『日本の法律で認められる範囲内で可能である』(政府見解)と抽象論でかわしている」ものの「1952年の加盟申請書簡では、岡崎勝男外相(当時)が『日本国政府は、国連加盟国としての義務を、その有するすべての手段で履行することを約束する』と表明している」(吉田靖彦, 前掲書, 56-7頁)のである。

て「すべての加盟国は、加盟国の地位から生ずる権利及び利益を加盟国のすべてに保障するために、この憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない」「すべての加盟国は、国際連合がこの憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合の防止行動又は強制行動の対象となっているいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない」(第二条)としているのであり、吉田靖彦氏が「国連憲章は武力行使を否定しているわけではなく、自衛権の行使と《集団安全保障》として国連軍の編成・派遣など強制行動を認めている」ため「加盟国としては、これに従う義務もある」(吉田靖彦, 前掲書, 56頁)とするように、国連加盟国の一員としてわが国は安保理決議に基づく武力行使を伴う国際貢献を行う義務を負うのである¹²⁾。事実、国際連合広報センター資料『これが国連です』は「国連憲章によると、安全保障理事会の責任は、平和と安全を守ることです。理事会は平和が脅かされた場合、いつでも召集することができます。加盟国はその決定を実施する義務を負います」(10頁)としているのである。

また、最上敏樹氏は「現実の問題としても、国連が強制行動を起こす際に、191の加盟国すべてが義務だからと軍隊を派遣することが本当に必要でしょうか」(最上敏樹, 前掲論文, 48頁)としているが、国連の集団安全保障とは「国際平和を脅かす国に対して国連加盟国が一丸となって対抗する方式を指

12) 浅井基文氏は「日本では、安保理が決定したことについては、国連加盟国はしたがうのが当然だ、という受けとめ方がとおってしまう雰囲気があります。しかし、これは非常に不正確な理解です。たしかに加盟国は、安保理の決定を《受諾し且つ履行することに同意する》ことになっています(第二五条)。安保理が決定する非軍事的な措置については、加盟国は、例外なく受け入れ、実施しなければなりません。しかし、安保理が決定する軍事行動についてはそうではありません。…安保理と加盟国のあいだでは、あらかじめ兵力の提供などについて協定で定めることになっています。この協定について憲章は、『署名国によって各自の憲法上の手続きに従って批准されなければならない』と定めているのです(第四三条三)。つまり、加盟国は憲法に反する協定を安保理と結ぶことは義務づけられていない、ということです」「安保理の軍事行動にかかわる決定は、日本になんら義務づけるものではありません」(浅井基文, 前掲書, 131-2, 133頁)としているが、これは国連軍を設置する場合のことにすぎない。

し]「国連平和体制の要とも言うべき方式」(同上, 29頁)であるため, 各国がこのようなフリーライダー的な行動をとれば, 国連の集団安全保障体制は崩壊することになるため, このような考え方は国連そのものを否定するものである。

そして, 武力行使を伴うこのような国際貢献は, それがわが国の侵略戦争でも武力による侵略行為でもないため, 憲法がそれを禁止しているわけでもなく, むしろ憲法は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は, これを誠実に遵守することを必要とする」(第九八条第二項)と規定し¹³⁾, わが国はこのような国際的軍事貢献を「誠実に遵守する」必要があるとしているのである。それは, 国際法と国内法との関係については「国際関係においては, 国際法の優位 (supremacy of international law) は確立した原則であり, 国家は国内法を理由として国際義務を免れることはできず, 国内法の内容が国際法上の義務に合致していない場合には, 国際法上の国家責任が生じる。また, 国際裁判においては, 国内法は法として認められず事実として扱われ, 国内法の効力自体を判断することもない」(広部和也「国際法と国内法との関係」『辞典』, 290頁)のであって, 安全保障に関しては国際社会においては日本の憲法よりも国際連合憲章が優位だからである。

この意味において, わが国が安保理決議に基づく武力行使を伴う国際的軍事貢献を行うために憲法を改正する必要はないが¹⁴⁾, 現在の政府見解は海外

13) 岡崎久彦氏は集団的自衛権に関連し, 「日本が憲法を施行した後に, 国連憲章を批准し, 日米安保条約を批准しました。そのすべてに《日本は集団的及び個別的自衛権を有する》と書いてあるのです。憲法には条約遵守義務もちゃんと書いてあるから, 憲法上集団的自衛権はあるのです」(安倍晋三・岡崎久彦『この国を守る決意』扶桑社, 2004年, 74頁)としている。

14) ただし, 安保理決議に基づく武力行使を伴う国際的軍事貢献を実際に行うのが自衛隊であるならば, 「自衛隊法」は「自衛隊は, わが国の平和と独立を守り, 国の安全を保つため, 直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし, 必要に応じ, 公共の秩序の維持にあたるものとする」(第三条)としか規定されていないために, 例えば自民党憲法調査会がまとめた憲法改正大綱の原案にあるように自衛軍に改編し, 現在の実力で果たして十分な貢献ができるか否かは別問題として, 「自衛軍は我が国の平和と独立を守り, 国の安全を保つため, 防衛緊急事態に対し我が国を防衛す

派兵については「武力の行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣すること」と定義し、そのような海外派兵は「自衛のための必要最小限度を超えるもの」であるため憲法上許されないとし、その延長線上で国連の軍事活動に自衛隊を派遣することについても「目的・任務が武力の行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されない」(1980年10月28日の統一見解)としているため、政府見解を改める必要はある。

(2) 有志連合軍と武力行使を伴う国際貢献

民主党代表の岡田克也氏は7月29日のワシントンでの講演で、「国連安保理決議がある場合、日本の海外での武力行使を可能にし、世界の平和維持に日本も積極的に貢献すべきだ」(『産経新聞』2004年7月30日3時15分更新)としていたが、現実的な問題はイラク戦争の場合のように安保理決議がない場合に常任理事国であるか否かに関わらず、わが国が武力行使を伴う国際貢献(厳密には有志連合軍あるいは多国籍軍への参加)を行うことの是非と、そのような国際的軍事貢献が憲法に抵触するか否かである。そして、安保理決議がない場合が問題となるのは「米英のように安保理の常任理事国である国が単独行動主義武力行使をする場合、国連という機構はそれに全く手出しできません。これらの国々が拒否権を持っているため、安保理がその武力行使に制裁を加えることはおろか、それを法的に禁じることも不可能であるだけでなく、決議で非難することさえできないからです。米英だけでなく、かつてソ連やフランスが武力行使をしたときもそうでした」(最上敏樹, 前掲論文, 32頁)といわれるように、国連の集団安全保障には構造的な弱点があるからである。

そのため、ここで検討すべきは極端な例ではあるが、仮に安保理で拒否権

ることを目的とする。自衛軍は治安緊急事態、災害緊急事態その他公共の秩序の維持にあたること及び、国際貢献のための活動(武力行使を伴う活動を含む)も任務とする」(『読売新聞』11月18日付朝刊)というように改正する必要がある。

をもつ国が単独行動主義的な武力による侵略行為を行った場合、安保理としてはその侵略行為に対して制裁を加えることができないため、有志連合軍(あるいは多国籍軍)が結成され「平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧」のための軍事的措置がとられようとする場合に、わが国がその有志連合軍(あるいは多国籍軍)に参加し、武力の行使を伴う国際貢献を行うことの是非である。上述のように、憲法が禁じているのはわが国の侵略戦争と武力による侵略行為であり、このような国際的軍事貢献はわが国の侵略戦争でも武力による侵略行為でもないため、憲法はこれを禁じていない。ただし、わが国はこのような国際的軍事貢献しなければならない義務を負っているわけではないが、憲法前文がいうように「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」のであれば、「平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧」のために進んで有志連合軍(あるいは多国籍軍)に参加すべきである¹⁵⁾。

15) 岡本行夫氏は「国連憲章の認める集団安全保障制度の下で、侵略の防止・鎮圧など軍事的な強制措置のために使用される正規の国連軍—国連憲章の第43条にいう国連軍は、理論だけあって実際には存在しない。だから正規の国連軍に参加するかどうかの選択肢は、いまのところない。結局、多数国で構成する軍へ参加するかどうか、つまり集団的自衛権まで行くか行かないかでしよう」(岡本行夫・田原総一郎『生きのびよ、日本』朝日新聞社、2003年、267頁)と、国連軍に代わり多数国で構成される軍へ参加することを集団的自衛権の行使としているが、これは正しくはない。集団的自衛権とは、国連憲章第五条が「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない」としているように、「個別的自衛権と並んで加盟国の《固有の権利》として掲げられた、加盟国が集団で他国の武力攻撃に対して反撃する権利」(最上敏樹「集団的自衛権」『辞典』、403頁)をいい、国連が行う強制措置とは異なる。参考までに、この集団的自衛権についての政府見解は「国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力で阻止する権利を有するとされている。わが国は、主権国家である以上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第九条の下で許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されないと考えられている」(防衛庁編、前掲書、88頁)とされている。

そして、このような場合に問題となるのは、上の例でいうならば、安保理で拒否権をもつ国が行った単独行動主義的な武力による侵略行為に正統性があるのか否か、あるいは有志連合軍(あるいは多国籍軍)による「平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧」のための軍事的措置(武力の行使)に正統性があるのか否かの判断である。最上敏樹氏は「武力行使を行うことの判断を個々の国に任せておいてはいけない、というのが集団安全保障の起源の一つでした。共同で判断し、共同で行動するという《多国間主義》の考え方を国際安全保障に適用したものが、集団安全保障なのです」とし、「国際社会が『正統性のない武力行使は容認しない』と言っているときにその武力行使に同調した場合、国際社会から法規範的に孤立することにならないでしょうか。法規範的に孤立するということは、最悪の場合は《無法者連合》に加担するという意味にもなりえます。それを《国際社会の協調》とか《国際貢献》とか言い換えるのは、やはりむずかしいように思う」(同上, 31, 36頁)としている。このことから、氏は国連の集団安全保障には構造的な弱点があっても、国際社会つまり安保理決議の判断に従うべきだとしていると推察できるが、判断は主権国家あり国際社会の一員としてのわが国が主体的に行うべきであって、結果的にそれが最悪の場合「無法者連合」に加担するという意味になってもである¹⁶⁾。

16) 安保理常任理事国である中国は「核搭載ミサイルの長射程化・多弾頭化などの核戦力の近代化・多様化に必要となる核弾頭の小型化・軽量化などを目的」として1993年～1996年に国際社会の中止要請にもかかわらず地下核実験を実施し(防衛庁編『防衛白書』平成8年版)、また「国連とは、結局のところ、単なる主権国家の集合体にしか過ぎない。参加国個々の政治体制では差別をつけないので、専制国家も民主主義国家と同じほど歓迎されるのだ。そして、これらの専制国家群は、国連参加によって良い変化が起こるのではなく、彼らが逆に国連を一彼ら自身の計画を遂行し不満を宣伝する舞台に変えてしまったのだ。さらには、戦争と平和の問題については、国連の加盟国の中で役割を果たすのは安全保障理事会のメンバーだけである。理事会の常任理事国—中国、ロシア、イギリス、米国、それにフランス—の中で唯三国だけが成熟した民主主義国家である」(ローレンス・F・カプラン、ウィリアム・クリストル『ネオコンの真実』岡本豊訳、ポプラ社、2003年、183頁)といわれている。また、イラク戦争に関連することであるが、米英スペインが提出した武力行使を容認する新決議案にフランスが反対した理由について「サダム・フセインからいくつかの油田の権利をもらっている。さらにフランスは、イラ

自民党憲法調査会は憲法改正大綱の原案をまとめ、それによれば「国家の独立及び国民の安全を守るため、首相の最高指揮権の下に、個別的または集団的自衛権を行使するための必要最小限の戦力を保持する組織として、自衛軍を設置する」「自衛軍は我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、防衛緊急事態に対し我が国を防衛することを目的とする。自衛軍は治安緊急事態、災害緊急事態その他公共の秩序の維持にあたること及び、国際貢献のための活動(武力行使を伴う活動を含む)も任務とする」「自衛または国際貢献のための武力の行使であっても、行使は究極かつ最終の手段であり、必要かつ最少限の範囲内で行われなければならないことを深く自覚しなければならない」「武力の行使を伴う活動を行う場合、事前(緊急時は事後)の国会承認を要し、手続き及び基準・制限は前項の趣旨に基づいて法律で定める」(『読売新聞』2004年11月18日付朝刊)としている。今井一氏が「《きっぱり、はっきり》を避ける日本人について《曖昧の美学》《曖昧の強み》を説く人がある。否定はしない。だが、世の中には曖昧にしていることと、よくないことがある。《軍隊を持つのか、持たないのか》、この選択は国民の生活に多大な影響を及ぼし、生命をも左右する。にもかかわらず、私たち日本人はこれをうやむやにしたまま半世紀もの間やり過ごしてきた」(今井一、前掲書、15-6頁)ため、これを機に十分な議論を行うことが重要であり、今それが求められているのである¹⁷⁾。

クに対して武器を提供していたが、その代金をまだもらっていない。もし、米国にサダム・フセインを亡き者にされたら、その債権が元も子もなくなってしまう。だから、フランスは米国のイラク攻撃に反対した」(志方俊之『「フセイン殲滅」後の戦争』小学館、2003年、97頁)といわれているのである。

- 17) ただし、梶添要一氏が憲法九条の「条文の解釈が、戦後日本の政治において保守と革新を分ける基準になってきたと言っても過言ではあるまい。自民党と社会党という対立図式の中で、禅問答が繰り返されてきたのである。その不毛な神学論争に多大のエネルギーが費やされてきたことは、日本人の精神を不健全にした」(梶添要一『「新しい戦争」と日本の貢献』小学館、2002年、184-5頁)というような議論は繰り返してはならない。

おわりに

小泉純一郎首相は、9月21日の第59回国連総会で日本として安保理常任理事国入りを目指す考えと強い決意を初めて正式に表明し、「武力行使をしなくても国際社会で十分役割を発揮できる。憲法改正をしなくても常任理事国として十分やっていける」としたことについて若干の検討を試みた。以下では、筆者の主張を簡単にまとめておく。

まず、安保理決議に基づく武力行使をしなくても安保理常任理事国としての役割を発揮できるのかについては、安保理常任理事国の責務は国際的軍事貢献だけではないにしても、それが重要な責務の一つであることには違いはないし、国際的軍事貢献については国連憲章は安保理常任理事国には国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任があり、その責任に基く義務を果すための行動には軍事行動が含まれるとしているのである。また、安保理常任理事国でない場合であっても、国連加盟国の一員としてわが国は安保理決議に基づく国際的軍事貢献を行う義務を負っているのである。

次に、わが国が安保理常任理事国となって国際的軍事貢献をしなければならぬとすれば憲法を改正する必要があるのかについては、憲法九条が禁じているのはわが国の侵略戦争や武力による侵略行為であって、安保理決議に基づく国際的軍事貢献はわが国の侵略戦争でも武力による侵略行為でもないため、憲法がそれを禁じているわけではなく、また国際関係においては国際法の優位は確立した原則であり、国家は国内法を理由として国際義務を免れることはできず、そのため憲法は日本が締結した条約や確立された国際法規を誠実に遵守する必要があるとしているのである。この意味において、憲法を改正する必要はないが、海外派兵についての政府見解は自衛のための必要最小限度を超えるものであるため憲法上許されないとし、国連の軍事活動に自衛隊を派遣することについても目的・任務が武力の行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されないとしているため、政府見解を改める必要はある。

他方、現実的な問題として、安保理決議がない場合に常任理事国であるか否かに関わらず、わが国が武力行使を伴う国際貢献(厳密には有志連合軍あるいは多国籍軍への参加)を行うことの是非と、そのような国際的軍事貢献が憲法に抵触するかについては、上述のように、憲法九条が禁じているのはわが国の侵略戦争や武力による侵略行為であって、そのような国際的軍事貢献はわが国の侵略戦争でも武力による侵略行為でもないため、憲法はそれを禁じているわけではないが、わが国がそのような国際的軍事貢献しなければならない義務を負っているわけでもない。そのため、有志連合軍(あるいは多国籍軍)による「平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧」のための軍事的措置(武力の行使)に正統性があるのか否かの判断を主権国家あり国際社会の一員としてのわが国は主体的に行うべきであり、そのような国際的軍事貢献に正統性があると判断されれば、わが国は進んで有志連合軍(あるいは多国籍軍)に参加すべきである。それが「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」する日本国民に課せられた義務なのである。

【脱稿：平成16年11月30日】